

輸入麦の政府売渡価格の改定について

農林水産省は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 42 条第 2 項」に基づき売り渡す輸入麦の平成 24 年 4 月期の政府売渡価格を決定しました。

政府売渡価格の考え方

輸入麦の政府売渡価格の改定ルールに基づき、直近 6 か月間（平成 23 年 9 月～平成 24 年 2 月）の平均買付価格をもとに算定すると、平成 24 年 4 月期（平成 24 年 4 月～平成 24 年 9 月）の政府売渡価格は、5 銘柄平均で▲15%になります。

（単位：円／トン（税込み））

	23 年 10 月期 の売渡価格	24 年 4 月期 の売渡価格	対前期比
5 銘柄加重平均価格	57,720	48,780	▲15%

注：上記の数値は、アメリカ産（ダーク）ノーザン・スプリング（主にパン・中華麺用）、カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング（主にパン用）、アメリカ産ハード・レッド・ウィンター（主にパン・中華麺用）、オーストラリア産スタンダード・ホワイト（主に日本めん用）、アメリカ産ウェスタン・ホワイト（主に菓子用）の平均値です。

お問い合わせ先

生産局農産部貿易業務課
担当者：萩原、岩濱
代表：03-3502-8111（内線 5011）
ダイヤルイン：03-6744-0585
FAX：03-6744-1390

当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>